

中国四国地方下水道協会表彰規程内規

- 1 下水道を所管する局長、部長又はこれと同等以上の職にあつて、協会若しくは日本下水道協会中国四国地方支部の運営に関与するとともに、発展に著しく貢献し、その功績が顕著であると認められる者は、第2条第1項第1号の規定にかかわらず、4年以上の勤務年数をもって表彰する。
- 2 第2条第1項第1号の「これと同等以上の職」には県の課長以上の職を含み、同項第2号の「これと同等以上の職」には県の課長補佐以上の職を含むものとする。
- 3 第2条第1項第4号の表彰候補者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 協会若しくは日本下水道協会中国四国地方支部、あるいは、各県下水道協会若しくは日本下水道協会各県支部の事務局員として10年以上在職し、協会若しくは日本下水道協会中国四国地方支部の運営に著しく貢献し、その功績が顕著であると認められる者。
 - (2) 下水道について優秀な論文若しくは研究を発表した者又は有益な発明考案をなした者。
 - (3) 公共下水道事業、流域下水道事業の実施にあたり、事業開始当初（工事着手時）から人口普及率100パーセント達成時（工事完了時）まで、継続してその事業に従事し、以後、従事することがなくなった者で、かつ期間中の功績が顕著であると認められるもの。